平成２５年（フ）第１５３号
愛知県豊橋市神野新田町字ヨノ割62番地305
債務者　山田　　明
1　決定年月日時　平成25年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月30日午後２時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２８号
長崎県南島原市布津町甲591番地２、前住所長崎県島原市南下川尻町9384番地４
債務者　増永　　充（旧姓徳永）
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後１時10分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
長崎県島原市上の原１丁目6287番地
債務者　樋口　裕己
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後１時10分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第８０６２号
東京都渋谷区西原２丁目４―11―201
債務者　安田　末範
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１８３号
埼玉県和光市南１丁目24―20―1106
債務者　永井　忠史
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３２６号
大阪市住吉区清水丘３丁目１番18―621号
債務者　水上　佳史
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３４７号
横浜市栄区尾月２番２号　尾月ハイツ201号
債務者　澤畔　　優
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８６号
釧路市駒場町12番29号　岡本マンション２階
債務者　森　　雄亮
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月２日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第３５９号
岡山市南区藤田668番地157ＡＳＫ佐藤Ｂ103、旧住所岡山市北区青江１丁目18番１号セブンス青江Ｂ102
債務者　岡本　京子
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０１号
長崎県佐世保市広田４丁目10番２―401号、旧住所長崎県佐世保市広田３丁目14番６号サンビレッジ広田Ⅱ201号
債務者　森宗　松吾
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
北海道帯広市南町東４条３丁目32番地　道マンション１ＦＢ
債務者　荒野　吉秋
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
愛知県豊川市八幡町上六光寺５番地の１
債務者　齋藤　数志
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１０２号
長崎県西海市西海町中浦南郷786番地１　グループホーム・ケアホームのぐち２号、旧住所長崎県西海市西海町中浦南郷784番地３
債務者　杉本理智子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
愛知県豊橋市神野新田町字サノ割27番地101
債務者　大山　安雄
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第３３８７号
大阪市阿倍野区阿倍野元町16番６号　Ｓ．ＣＯＵＲＴ306号
債務者　手島　隆之
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部